

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「お客さま第一」を基本理念として、地域とともに「暮らしの未来」をつくるLife Design Developerであることを経営理念に掲げています。「LifeDesign」とは、商業施設の枠組みを越えて、地域のお客さまのライフステージを見据えたさまざまな機能拡充を行い、ショッピングだけでなく、人との出逢いや文化育成なども含めた「暮らしの未来」をデザインすることと定義しており、経営理念に基づき、当社ではローカリゼーションの視点に基づいたエリアごとに個性あるモールづくりを国内外で推し進めることにより、人々のライフスタイルの向上と地域社会の発展に貢献することを指針としています。

この基本方針にもとづき、地域の経済・文化の発展に貢献し、地域社会になくてはならないコミュニティ・センターとしてのショッピングセンターづくりを推し進めてまいります。

これらの経営方針を踏まえた企業活動を通じて、株主の皆さまとお客さまをはじめ、お取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーに対する責任を果たしていくことが、長期安定的な企業価値の向上につながると考えております。その実現に向け、コーポレート・ガバナンス機能の強化と迅速な意思決定による競争力の向上に取り組んでおります。

当社では、小売業に精通した取締役を中心とした経営により、小売業出身の商業専門ディベロッパーの強みをさらに強化するとともに、監査役制度の採用により経営の健全性の維持・強化に取り組んでおります。

また、当社は監査役設置会社であり、監査役会は社外監査役4名(内、独立役員1名)で構成されております。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門をその他使用人等と意思疎通を図るとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況の報告を受け、本社及び事業所の業務及び財産の状況を調査し、コーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取り組みを実施し、必要に応じて意見を表明しております。

これらの体制のもと、経営の透明性と効率性の向上、コンプライアンス、リスク管理の強化を推し進め、さらなるコーポレート・ガバナンス体制の充実に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	112,114,726	49.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,800,800	2.98
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140030	5,542,226	2.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,642,200	1.60
サジャツプ	3,570,600	1.57
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	2,729,867	1.20
ジェーピー モルガン チェース バンク 385174	2,394,100	1.05
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカUNT ノン トリーティー	2,126,080	0.93
ジャパン リ フィデリティ	1,906,500	0.84
東京海上日動火災保険株式会社	1,851,696	0.81

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 イオン株式会社 (上場:東京) (コード) 8267

補足説明 更新

1. 上記大株主の状況は2015年2月28日現在の状況です。

2. フィデリティ投信株式会社より、2014年11月10日付大量保有報告書の写しの送付があり、フィデリティ投信株式会社が、2014年10月31日現在下記の通り株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には反映しておりません。

氏名または名称 フィデリティ投信株式会社
住所 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー
保有株券等の数 11,444,483株
株券等保有割合 5.02%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、イオン株式会社(純粋持株会社)及び、同社の連結子会社・持分法適用関連会社により構成する企業グループに属しております。イオン株式会社が、グループ戦略の立案、グループ経営資源の最適配分、経営理念・基本原則の浸透と統制、共通サービスの提供等を担い、グループシナジーの最大化をはかる一方で、当社を含めたグループ各社は、専門性を高め、地域に密着した経営を行うことで、より一層のお客さま満足の向上を図っております。

当社事業におきましては、グループ企業の7兆円を超える売上規模を活かし、グループの全国一斉セール、イオンカードやイオンの電子マネー「WAON」等のイオングループインフラを活用した販促企画の展開により、集客力向上に取り組んでおります。

当社は、日常の事業運営にあたっては、独自の経営判断に基づき遂行しつつ、事業運営における重要な問題については、イオン株式会社との協議、もしくはイオン株式会社への報告を行っております。イオン株式会社ならびにグループ企業とは、相互に自主・独自性を十分に尊重しつつ綿密な連携を保ちながら、持続的な成長、発展、業績の向上に努めております。

以上の通り、当社はグループ企業との連携およびシナジー効果の最大化をはかることにより、少数株主の利益につながるものと認識しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 20 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 11 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 更新 2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
平 真美	公認会計士											
河端 政夫	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平 真美	○	税理士法人早川・平会計パートナー、スズデン株式会社の社外監査役を兼職しております。	公認会計士・税理士として培われた会計の専門家としての見識と、他社での監査役としての経験を、当社の経営に活かしていただけるものと期待し、選任しております。同氏は過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しております。なお、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等でないことから、当社との間に特別な利害関係はなく、独立役員として適格であると判断しております。
河端 政夫	○	公益財団法人日本英語検定協会アドバイザー、一般社団法人日本英語交流連盟理事、ブレインウッズ株式会社の顧問を兼職しております。	海外現地法人における経営者としての豊富な経験を有しており、その経験を主に当社の海外展開とリスク管理に活かしていただけるものと判断し、選任しております。なお、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等でないことから、当社との間に特別な利害関係はな

		く、独立役員として適格であると判断しております。
--	--	--------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と必要な都度相互の情報交換・意見交換を行う等の連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上に取り組んでおります。

また、内部監査部門としては、現場の各執行部門から独立した経営監査部を設け、先任者7名が各部門長と連携をとりながら、業務全般にわたる内部統制の有効性及び実効性の調査及び評価を行い、業務の円滑な運営と統制に努めております。監査役は、経営監査部と必要な都度相互の情報交換・意見交換を行う等の連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 順一	他の会社の出身者					△								
平松 陽徳	他の会社の出身者					△								
市毛 由美子	弁護士													
福田 真	他の会社の出身者			○										

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 順一		_____	イオングループのグループ会社の海外現地法人での豊富な経験を有しており、その経験を主に当社の中国事業、アセアン事業を含めた経営に活かしていただけるものと判断し、選任しております。
		イオンフィナンシャルサービス株式会社の	イオン株式会社を含むグループ会社で培った

酬の取締役2名を含んでおりません。

- | | | | |
|---------------|-----|----------------|-------------------------------|
| 2. 株主総会の決議による | 取締役 | 金銭報酬限度額 | 年間600,000千円(2007年5月17日株主総会決議) |
| | | ストックオプション報酬限度額 | 年間100,000千円(2007年5月17日株主総会決議) |
| | 監査役 | 報酬限度額 | 年間50,000千円(2002年5月8日株主総会決議) |
3. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・役員賞与額54百万円(2015年2月28日現在在籍の取締役9名分であり、無支給の取締役2名及び社外取締役は含んでおりません)
 - ・ストック・オプションによる報酬額41百万円(2014年4月21日現在在籍の取締役10名分であり、無支給の取締役2名は含んでおりません)

取締役の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、役職・業績等を勘案して決定しており、監査役の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議を経て決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

当社は、社外取締役および社外監査役に取締役会の資料を事前に配布し、事前説明を行っております。また、監査役の業務をサポートする専任のスタッフ(2015年5月31日現在1名)が監査役の指示の下で情報収集や調査などを行っています。また、監査役は、内部監査を所管する部門の所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することが出来るものとし、命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、内部監査を所管する部門長等の指揮命令を受けないものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

社長の諮問機関として常務取締役以上の取締役及び常勤監査役が中心メンバーとなる経営会議を設置して、経営戦略機能の強化と意思決定プロセスの効率化を進めております。また、代表取締役社長を議長とする取締役会を月1回以上開催することにより、経営監督機能の強化を図っております。この他、代表取締役以下各部門長、幹部社員が参加する会議体などを通して、情報の共有化を図り、効率的な事業活動に取り組んでおります。

当社では、社外監査役を中心に監査役制度を採用しており、会計監査人・経営監査部との連携も図りながら、監査役の監査機能を十分果たせる仕組みを構築しております。各監査役は取締役会に出席する他、常勤監査役は経営会議にも常時出席しております。

当社は会計監査を監査法人トーマツに依頼しております。業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は次の通りです。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員：市川 育義、轟 一成、中村 剛
- ・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士8名、その他11名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、持続的な成長の実現には、コーポレート・ガバナンス機能を強化し、迅速な意思決定による競争力の向上が不可欠と認識しております。

当社では、社外監査役による監査役制度を運用しており、監査役会は会計監査人と内部監査部門である経営監査部と都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携もとりながら、監査の実効性と効率性の向上に取り組んでおります。

監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は経営会議にも常時出席しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

その他

株主総会では、VTRによる営業報告の実施等のビジュアル化により、株主さまにとってわかりやすい総会運営に取り組んでおります。株主総会終了後には、IRの観点から、経営方針の報告会を実施しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表

ディスクロージャーポリシーを作成し、基本方針、情報開示の基準、情報開示の方法、IR自粛期間について公表しております。

個人投資家向けに定期的説明会を開催

個人投資家さま向けの会社説明会を実施しております。

なし

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

四半期ごとに代表者、IR担当役員による説明会を実施しております。

あり

海外投資家向けに定期的説明会を開催

英文アニュアルレポート作成のほか、IRサイトの英文版を作成し、各種資料を英文化し国内と同一時間で公表しております。また、四半期ごとに、海外投資家向けのテレフォンカンファレンスを実施しており、また国内で実施される海外投資家向けのカンファレンスにも定期的に参加しております。

あり

IR資料のホームページ掲載

決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書および四半期報告書、株主通信等の掲載に加え、決算説明会の音声配信をしております。

IRに関する部署(担当者)の設置

ディスクロージャー専任部署として、経営企画部にIRグループを設置しております。(電話043-212-6733)

その他

国内・海外投資家や証券アナリストの方々を対象とした個別ミーティングを実施しております。また、モール見学会等を随時実施しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

お客さまをはじめとするステークホルダーとの良好な関係を築いていくために、グループ各社・従業員が共有すべき日常行動の基本的な考え方、判断基準をまとめた「イオン行動規範」に規定。

環境保全活動、CSR活動等の実施

サステナビリティレポート「未来の報告書」を年1回発行。ホームページには、「未来の報告書」とともに、各ショッピングセンターの環境パフォーマンスやCSR活動の状況も掲載。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

行動規範や環境方針、情報開示規定、内部統制規定等により、ステークホルダーへの情報提供に関する方針を定めている。

その他

＜女性の活躍の方針・取り組みに関して＞
当社では、女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立に向けた職場環境の整備やキャリア形成支援に取り組んでおります。
当社のビジネスモデルでは、女性の考え方や目線が非常に重要と考えており、これまでも女性役員の積極的な登用を検討してまいりました。2015年度は、女性役員として、社外取締役1名、社外監査役1名を選任しました。管理職への登用状況は345名中64名と、18.6%の女性社員が管理職(マネージャーを含む)として活躍しております。
女性が働きやすい企業を目指し、当社では育児休暇、産前産後休暇などの取得において法定を上回る対応により、2007年に厚生労働省の次世代育成支援「くるみん」を取得しました。また、子育てをしながら働く従業員が保育時間等の理由により勤務が制限されることなく継続して活躍できるよう、自らの働き方を選択できる環境整備を目的として、2014年12月にグループ事業所内保育施設「イオンゆめみらい保育園」をイオンモール幕張新都心に開園しました。今後も、当社モール内保育園の設置を進めていく予定です。
出産・育児にあたる従業員のスムーズな復職、子育てをしながら働く従業員の活躍支援等、仕

事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 当社取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

業務執行取締役又は使用人がその職務の執行をするにあたり必要とされる決裁書、会議議事録その他の文書を当社の社内規程に従い作成します。

作成した文書は、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存及び管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持します。

また、それら記録の管理については、「文書管理規則」に定められた主管部門が社外漏洩を防止します。

(2) 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理の最高責任者を代表取締役社長、各本部の責任者を担当取締役とし、事業の継続と人命の安全を確保するための体制と環境を整えます。

当社グループは、危機の未然防止及び危機発生時の被害最小化を目的とした「経営危機管理規則（リスクマネジメント規程）」を策定し、リスクの減少及び被害の低減に努めます。また、リスク項目ごとに主管部門を定め、当社グループ全体の損失の危険を管理することを通じて、ブランド価値の毀損防止はもとより、企業価値の向上にも努めて参ります。

緊急かつ重大な損失の危険が発生した場合は、「経営危機管理規則（リスクマネジメント規程）」に基づき適切な情報伝達及び意思決定を行い、被害を最小限に止めるなどの的確な対応を行います。

当社グループのリスク管理を担当する機関として管理本部長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題、対応策の審議を行うとともに、リスク管理委員会の議事については、社長の諮問機関として常務取締役以上の取締役、常勤監査役及び社長が指名する者で構成される経営会議に報告します。また、重要な案件については、取締役会に報告します。

内部監査担当部門は、リスクマネジメントの実効性を高めるべく、「内部監査規則」に基づき、内部監査を行います。

(3) 当社取締役及び当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「子会社取締役等」という。）の職務執行の効率性を確保する体制

取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、社長決裁以上の当社グループに重大なリスクの生じる恐れのある意思決定事項に関しては経営会議にて審議を行ったうえで、社長決裁ないし取締役会決議を行います。

業務執行については、予め定められた「職制管理規則」、「業務分掌規則」、「権限規則」、「決裁伺い規則」、「関係会社管理規則」により、それぞれの業務執行において必要となる権限を付与して経営責任を明確化します。

また、子会社取締役等の職務執行の効率性を確保するための体制として、当社は、取締役会にて子会社を含めたグループ中期経営計画、年度経営目標及び予算配分等を承認し、四半期ごとに、それらに沿った事業戦略及び諸施策の進捗状況を検証するとともに、その他重要な情報について報告を受けます。

(4) 当社取締役及び使用人並びに子会社取締役等及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

より良い地域社会との関係を構築するとともに、企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス経営を重視し、イオングループの行動規範である「イオン行動規範」を遵守します。

当社は、管理本部長を委員長とするコンプライアンス委員会を設け、当社グループにおける法令、定款及び社内規程の遵守状況等の確認と問題点の指摘及び改善策の審議を行うとともに、コンプライアンス委員会の議事については、経営会議に報告するとともに、重要案件については、取締役会に報告します。

通報者に不利益が及ばない内部通報窓口として、当社は、ヘルプライン・イオンモール「人事110番」を設置します（当社労働組合においても「組合110番」を設置）。また、子会社には、当社の仕組みに準じたヘルプラインを設置します。このヘルプラインに報告・通報があった場合、担当部門はその内容を精査して、違反行為があれば社内規程に基づき必要な処置をしたうえで、再発防止策を自ら策定し、又は当該部門に策定させて全社的に実施させるとともに「コンプライアンス委員会」に報告します。

(5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社と当社の利益が実質的に相反する恐れのある取引や親会社と競業関係に立つ取引については、経営会議にて、その取引内容の詳細について審議したうえで、取締役会の承認を得てから実施します。

子会社を含むグループ各社との取引についても、取引を実施する担当部門は当社の利益を害さないよう市場価格に基づいた適正な条件により取引を実施します。価格決定にあたっては、客観的な評価が可能なものについては第三者による評価書等の資料を取得し、判断に必要な情報を取締役会及び経営会議に提出します。

また、子会社取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、当社は、子会社に対し、当社が定める「関係会社管理規則」に基づき、子会社の毎月の業績、決算その他当社が必要とする事項につき、経営会議への報告を義務付けます。

内部監査担当部門は、当社及び子会社の業務が適正に運営されているか、「内部監査規則」に基づき、当社及び子会社の監査を実施し、「内部監査報告書」にて、社長及び常勤監査役に報告します。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに補助使用人の当社取締役からの独立性に関する事項及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の補助使用人を、監査役会との協議のうえ、人選し配置します。

補助使用人は取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとします。

また、補助使用人の人事評価については監査役の協議によって行い、人事異動、懲戒に関しては監査役会の事前の同意を得るものとします。

(7) 当社の監査役への報告に関する体制

当社取締役及び使用人並びに子会社取締役等及び使用人は、当社の監査役に報告をするための体制としては、経営の状況、事業の状況、財務の状況並びに内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等は、監査役が参加する取締役会もしくは経営会議にて報告します。

また、当社取締役及び使用人並びに子会社取締役等及び使用人は、当社及び子会社の業務又は業績に影響を与える事項、法令違反その他コンプライアンス上の問題で、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したとき、又はこれらの者から報告を受けた者は報告を受けたとき、当社の監査役会に速やかに報告します。

当社又は子会社は、これらの報告をした者に対してこれを理由とする不利な取り扱いを行うことを禁止し、当社取締役及び使用人並びに子会社取締役等、監査役及び使用人に周知徹底します。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役から会社法388条に基づく費用の前払い等の請求を受けたときは、社内の規程に基づき速やかに当該費用の支給を行うものとします。また、担当部門は毎期この支給に必要な予算措置を講じるものとします。

(9)その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当部門は、内部監査の内容について適時に監査役と打ち合わせるなどして監査役会と緊密に連携を図り、効率的な監査役監査に資するように協調して監査業務を進めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

コンプライアンス経営の徹底、企業防衛の観点から、反社会的勢力とは関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応し、排除することは、企業の社会的責任である。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1)万一反社会的勢力による不当請求があった場合には、個人的対応は行わず、民事及び刑事の法的対応を含め、外部専門家や捜査機関とも緊密な連携を構築し、組織的対応をしています。

(2)「(財)千葉県暴力団追放県民会議」に加盟し、平素から警察、防犯協会等と緊密に連携して、反社会的勢力に関する情報収集に努め、各事業所を含めた全社的な情報を担当部門に集約して、社内啓蒙活動をしています。

(3)「取引管理規則」に基づき、取引先が反社会的勢力との関わりがないか調査し、反社会的勢力の排除を徹底しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下の通りです。

1. 情報開示の基本方針

当社は社長を議長とし、取締役を中心とした各部門の責任者を委員とする「イオンモールSR(ソーシャル・レスポンシビリティ)会議」にて、法令遵守に加え、企業倫理、環境保全、社会貢献に関する行動規範、基準を策定し、コンプライアンス体制の整備・拡充を推し進めるとともに、有価証券の発行者として、株式市場に信頼されるディスクロージャー体制を確立することが、重要な責務と認識し、投資者の認識に立った適正、公正、迅速な情報開示態勢の構築に取り組んでおります。

2. 適時開示体制の概要

当社では、「内部情報管理および内部取引規制に関する規則」を制定し、内部情報の管理、内部情報の公表基準を定めており、重要な経営情報については、経営会議での審議を経て取締役会に付議・報告を行い、公表の具体的な時期・方法を決定しております。緊急な場合は、これを代表取締役が決定することとしております。

また、「情報管理規定」を制定し、重要な経営情報については、取締役会に付議・報告を行った上で情報取扱責任者である担当役員の指示の下、開示を行うこととしております。また、決算に関する情報については、正確性を担保するため、「情報開示委員会」を設置し、開示書類の点検・審査を行い、取締役会に付議・報告を行った上で適時開示を行うなど、社内開示体制の充実を図っております。また「危機管理規則」を定め、重大な自然災害、事件・事故等の発生については設置される対策本部の指示に基づき、情報開示を行うこととしております。

上記の社内開示体制のもと、広報部、および経営企画部にIR担当を配置して、会社情報の証券取引所に対する適時開示業務を執行させる他、関係所法令に定める開示手続きを行い、報道機関への同一情報の提供とともに、当社ホームページ上にも同一資料を掲載しております。また、適時開示規則等に該当しない情報を開示する場合も、当社ホームページやメディア等を通じて、できるだけ公平に適時開示の趣旨を踏まえ、当該情報が伝達されるよう努めております。

コーポレート・ガバナンス組織図



